

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和8年2月12日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2500185号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2500022号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成17年6月1日から同年5月1日に訂正し、平成17年5月の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

平成17年5月については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年5月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年5月1日から同年6月1日まで

私は、平成17年5月からA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同社における被保険者資格の取得年月日が同年6月1日となっている。

給料支払明細書を提出するので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が提出した平成17年5月度の給与支払明細書及びA社の回答により、請求者は、請求期間において同社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、前述の給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と陳述しているが、請求期間について、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得年月日が平成17年6月1日となっていることから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所(当時)は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。